委員会提出議案第1号

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年2月18日提出

提 出 者 入間市議会議会運営委員会 委員長 小 島 清 人

提案理由

市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合の改正に合わせ、議員の期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出するものである。

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和44年条例第24号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

第2条 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から 施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例(以下「改正 後の条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。